

平成30年度

蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)

入札説明書

- | | |
|----|------------------|
| 第1 | 入札等実施要領 |
| 第2 | 競争参加資格等 |
| 第3 | 入札心得書 |
| 第4 | 委任状(様式) |
| 第5 | 入札書及び封筒(様式) |
| 第6 | 単価契約書 |
| 第7 | 個人情報等の保護に関する特約条項 |
| 第8 | 競争参加資格確認申請書(様式) |
| 第9 | 使用印鑑届 |

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター

第1 入札等実施要領

1 調達内容

(1) 件名

平成30年度蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 入札方法

イ 入札金額は、仕様書に示した品目ごとの単価に予定数量を乗じた総価とし、調達本体価格のほか納入までの一切の諸経費を含んだ総価を記載するものとする。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額を算定した品目ごとの単価を契約単価とする。

(6) 落札者の決定

入札金額が当社であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札金額の最も低い者を落札者とする。

2 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間：平成30年2月1日(木)から平成30年2月13日(火)までの土曜日、日曜日、休日及び祝日を除く毎日

(2) 受付時間：10時から17時まで(ただし、12時から13時の間は除く)

(3) 提出場所：

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号(金山総合ビル6階)

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター 電話 052-332-6711

(4) 提出方法：持参又は郵送の方法によること。

3 競争参加資格確認申請書

次の①から②までの申請書類等を上記2により提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

① 競争参加資格確認申請書(様式1)

② 会社概要書(様式2)

4 本説明書に係る質問事項の受付及び回答

(1) 本説明書に対して質問がある場合においては、次のとおり、書面(様式は任意)により提出すること。

① 受付期間:平成30年2月1日(木)から平成30年2月26日(月)まで

② 受付時間、受付場所及び提出方法:2(2)、(3)及び(4)と同じとする。

(2) (1)の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間:平成30年3月2日(金)から平成30年3月7日(水)まで

② 閲覧時間及び閲覧場所:2(2)、(3)と同じとする。

5 入札手続き等

(1) 競争参加資格の確認通知等

① 競争参加資格の確認通知

申請書等を提出した者について、当社の審査を行い、本入札に参加する資格を有する者を選定し、平成30年2月19日(月)までにその旨を通知する。ただし、技術資料提出時点において参加資格を満たしていても、その後開札の時までの期間に指名停止措置を受けた者は選定しない。

また、選定を行った後、指名停止措置を受けた場合には、選定を取り消し、その旨を当該者に通知する。

なお、選定しなかった者に対しては、その旨及びその理由を通知する。

② 苦情申立て

申請書等を提出した者のうち、①で競争参加資格がないと認められた者は、通知した日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という)を含まない)以内に、書面により、当社に対して参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

当社は、参加資格がないと認めた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を含まない)に書面により回答する。

(2) 入札手続き及び落札者の決定

(1)①により競争参加資格を有すると当社が認めた者との間で、入札を行う。

① 入札書の受領期限及び場所 平成30年3月7日(水)午後5時(郵送の場合、封筒表面に「入札書在中」と朱書きの上、上記日時までに郵便書留により必着のこと。)

〒460-0022 愛知県名古屋市中区金山一丁目12番14号(金山総合ビル6階)

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター 電話052-332-6711

※同日必着での一般書留郵便による郵送とし、提出先への持参又は電送によ

るものは受け付けない。

③ 開札の日時及び場所

平成30年3月8日(木)午前10時00分

独立行政法人都市再生機構業務受託者 株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター 会議室

※入札者又は代理人の開札時の立ち会いは不要とする。開札は入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。なお、第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、発注者から指示する。

③ 落札者の決定

入札価格が当社であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札金額の最も低い者を落札者とする。

6 その他の手続き等

(1) 業務請負契約等の締結等

5(2)③により請負者として決定されたときは、速やかに当社との間に業務請負契約(第6 単価契約書参照)を締結する。併せて、「個人情報等の保護に関する特約条項(第7 個人情報等の保護に関する特約条項参照)を締結すること。

(2) 業務の引継ぎ等について

業務の開始時及び契約の終了時においては、次のとおり業務の引継ぎ等を実施するものとし、当該業務引継等に要する費用については、請負者が負担すること。

① 業務の開始時

(1)の契約締結後、平成30年3月31日までの間に、当社が指定する現在の業務請負者から業務の引継を受けること。なお、必要に応じて当社が業務説明を行う場合がある。

② 契約の終了時

契約の終了にあたっては、当社が指定する新たな業務請負者への業務引継ぎを実施するものとする。

(3) その他

① 入札保証金及び契約保証金は免除とする。

② 契約に当たっては、契約書を作成するものとする。

③ 手続における交渉は無とする。

(4) 公示から業務開始までのスケジュール

平成30年2月1日(木)	競争参加資格確認申請書受付(～2月13日)
	質問書受付(～2月26日)
	入札説明書交付(～3月8日)
平成30年2月19日(月)	競争参加資格の確認通知
平成30年3月7日(水)	入札書の受領期限
平成30年3月8日(木)	開札、業務請負者の決定

平成 30 年 3 月 15 日 (木) (予定) 業務請負契約締結
平成 30 年 3 月 15 日 (木) (予定) 業務説明、引継ぎ等開始
平成 30 年 4 月 1 日 (日) 業務開始

7 契約に係る情報公表の拡大について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
- ② 機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長担当職以上の職を経験した者(課長担当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び機構

における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

第2 競争参加資格等

1 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達95号)第331条及び第332条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度独立行政法人都市再生機構中部支社の物品購入等契約に係る競争参加資格審査において、「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中部支社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再審査により、「物品販売」の再認定を受けていること。)

なお、競争参加資格を有しない場合は、**第1 入札等実施要領**2①の提出期限までに競争参加資格審査の申請を行い、かつ開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒460-8484 愛知県名古屋市中区錦三丁目5-27

独立行政法人都市再生機構中部支社

総務部経理課(電話 052-968-3315)

- (3) 入札書提出期限の日において、独立行政法人都市再生機構中部支社から本件業務の実施場所を含む区域を措置区域とする指名停止対象期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続きをしている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。

2 競争参加者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、上記1(2)による必要な証明書等を**第8 競争参加資格確認申請書**により参加資格書類の提出期限までに提出しなければならない。
持参により提出する際は、提出者本人の名刺も1枚提出すること。
- (2) 提出された証明書等は、当住まいセンターにおいて審査するものとし、仕様書に照らし採用し得ると判断した証明書等を添付した場合のみを入札対象とする。

3 その他

- (1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

- (2) 当住まいセンターは、提出された書類を審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- (3) 当住まいセンターに一旦提出された書類は返却しない。
- (4) 当住まいセンターに一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。

以 上

第3 入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第1条 独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ（以下「当社」という。）が締結する平成30年度蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)の契約に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第2条 一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札しなければならない。この場合において、入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は封かんの上、入札参加者等の氏名を明記し、入札等実施要領に示した期限までに提出しなければならない。

3 前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、封筒は二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書のみを入れ、入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。

4 前項の入札書は、入札等実施要領に示した期限までに到着しないものは無効とする。

5 入札参加者が代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札書には、総額を記載するものとする。なお、別添に示す根拠資料を添付すること。

8 落札決定に当たっては、入札書根拠資料に記載された各蛍光管単価に当該単価の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札単価とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならない。入札書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第2条の2 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を

辞退することができる。

2 入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げる
ところにより申し出るものとする。

一 入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持
参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限
る。）して行う。

二 入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入
札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な
取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第2条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律（昭22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加
者と入札価格又は入札意思等についていかなる相談も行わず、独自に価格
を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格等
を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第3条 入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意し
ておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第4条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入
札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者
を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめること
がある。

（入札書の引換の禁止）

第5条 入札参加者は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前
後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札等
に参加することはできない。

一 委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき

二 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき

三 入札金額の記載を訂正したとき

四 入札書の金額と入札根拠資料の金額が一致しないとき

五 入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場
合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき

六 再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金
額をもって入札を行ったとき

七 1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき

八 明らかに連合によると認められるとき

九 第2条第9項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき

(開札等)

第7条 開札は、入札公告に示した場所及び日時に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて行うものとする。

(落札者の決定)

第8条 落札者の決定は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札額が最も安価な者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該業務の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、入札額が最も安価な者を落札者とすることがある。

2 前項ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければならない。

(再度の入札)

第9条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うものとする。この場合において、入札をした者又はその代理人のすべてが出席している場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に日時を定めて、再度の入札を行うものとする。

2 前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

(同数値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同数値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係りのない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(入札参加者の制限)

第11条 次の各号の一に該当する者は、その事実のあつた後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があつた者

二 独立行政法人都市再生機構の業務に関し、贈賄等刑法その他法令に定

- める罰則にふれる行為又は不正若しくは不誠実等の行為をした者
- 三 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 四 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - 五 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 六 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 七 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者
 - 九 不誠実な入札をなしたと認められた者
(契約書の提出)

第12条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは当該落札はその効力を失う。

(異議の申立)

第13条 入札参加者は、入札後この心得書、入札説明書及び仕様書等の説明等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以 上

第 4 委任状（様式）

委 任 状

私は 〇〇〇〇 を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティの発注する平成30年度蛍光管等の購入（名古屋住まいセンター）に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 入札に関する一切の件
- 2 〇〇〇

代理人 使用印鑑	印
-------------	---

年 月 日

住 所
氏 名

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 佐村河内 義哉 殿

第5 入札書及び封筒（様式）

入 札 書

金 円

上記金額の根拠は別紙のとおり

ただし、平成30年度蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)

入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

年 月 日

住 所

氏 名

代理人

印

印

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

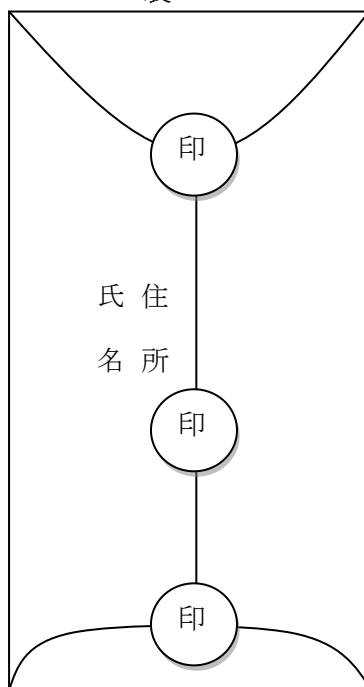
名古屋住まいセンター

センター長 佐村河内 義哉 殿

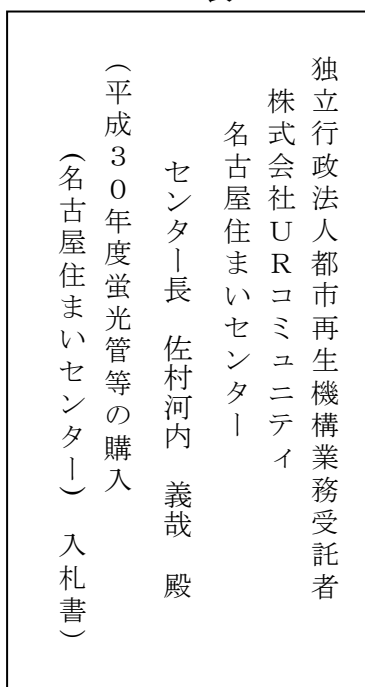
入札根拠（内訳書）

規格	単価	予定総額
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ① (○○○円／個×○○ 個)
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ② (○○○円／個×○○ 個)
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ③ (○○○円／個×○○ 個)
○○○○○	○○○円／個	○○○○○円 ④ (○○○円／個×○○ 個)

裏



表



第 6 単価契約書

単 価 契 約 書

- 1 物品の名称 平成30年度蛍光管等の購入
(名古屋住まいセンター)
- 2 契約期間 平成30年4月1日から
平成31年3月31日まで

発注者独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターと受注者 は頭書の物品（以下「物品」という。）の売買に関する契約を次のとおり締結する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

受注者 住 所
氏 名 印

(総則)

第1条 発注者は、物品をこの契約に定める条件で受注者から買い受け、受注者は、これを売り渡すものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託等の制限)

第3条 受注者は、この契約の履行に当たり、第三者にその全部又は一部を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

(発注手続)

第4条 発注者は、物品を受注者に発注するときは、その都度、その物品の種類、規格、数量、納入場所及び納入期限を記載した発注者所定の注文書（以下「注文書」という。）を受注者に対して発行するものとし、受注者は、この注文書に基づき物品を納入するものとする。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天災その他の不可抗力により、注文書に指定された納入期限（以下「納期」という。）内に、当該注文書に基づく物品を納入することができないときは、あらかじめ、発注者に届け出て、納期を延長することができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定

めるものとする。

(危険負担)

第6条 物品の納入に当たり、次条第1項の発注者の確認(同条第3項の再検査がある場合には、当該再検査)の前に生じた損害は、受注者がこれを負担するものとする。

(検査)

第7条 受注者は、注文書に基づく物品の納入後、直ちに発注者に届け出て、その物品について、発注者の確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の確認(以下「検査」という。)を同項の規定による届出を受けた日から起算して10日以内に行うものとする。

3 受注者は、検査の結果、不合格となり、発注者から修正又はやり直しを命ぜられたときは、発注者の指定する日までに代品を納入し、発注者の再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期限については、前項の規定を準用する。

4 検査又は前項の再検査に合格した日をもって、注文書に基づく物品の納入は完了したものとし、当該物品は、同日をもって発注者に引き渡されたものとする。

(瑕疵担保責任)

第8条 受注者は、前条第4項に規定する注文書に基づく物品の引渡日から1年間当該物品の瑕疵を補修するものとする。

(売買代金)

第9条 発注者は、第7条第4項の規定により物品の引渡し completed ときは、当該物品の対価(以下「売買代金」という。)として、別紙の単価表に基づき算定した額を受注者に支払うものとする。

2 受注者は、売買代金については、当月分を取りまとめ、翌月1日以降その支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に、これを受注者に支払うものとする。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により第7条第2項の期間内に検査又は同条第3項の再検査を行わないときは、その期間を満了した日の翌日から当該検査又は再検査を行った日までの日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(単価の改定)

第10条 物価に変動があり、前条1項の単価表の額が不相当となったときは、発注者と受注者とが協議の上、これを改定することができる。

(延滞金)

第11条 受注者の責めに帰する理由により、受注者が納期内に注文書に基づく物品を納入しない場合において、納期経過後相当期間内に納入する見込みがあると発注者が認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収し

て、当該納期を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、その延滞日数に応じ、同項の注文書に基づく売買代金に対し、年（365日当たり）5パーセントの割合で計算した金額とする。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）

第11条の2 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、本契約期間中に発注した総額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第12条 受注者は、発注者がその責めに帰する理由により約定期間を超えて
売買代金の支払いを行った場合には、その遅延日数に応じ、当該支払額に
対し、年(365日当たり)2.9パーセントの割合で計算した額を、遅延利息
として発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、
催告によらないで、この契約を解除することができる。

- 一 受注者の責めに帰する理由により、納期内又は納期経過後相当期間内
に注文書に基づく物品を納入する見込みがないとき。
- 二 第2条、第3条又は第8条の規定に違反したとき。
- 三 その他この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達するこ
とができないとき。
- 四 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人であ
る場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締
結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団
員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以
下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以
下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下
この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している
と認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第
三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するな
どしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜
を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、
若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有
していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのい
ずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認め
られるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その
他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、
発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わ
なかったとき。
- 五 破産の申立て(自己申立てを含む。)を受け、又は解散したとき。

(違約金)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等（発注者の都合による解除）

第15条 発注者は、第13条各号の場合のほか、発注者の都合により、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除するときは、少なくとも1か月前までに、書面により受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が損害を被ったときは、発注者は、これを賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(相殺)

第16条 発注者は、受注者に対して支払うべき金銭債務と受注者が発注者に対して支払うべき金銭債務とを相殺し、なお不足を生ずるときは、更に追徴するものとする。

(協議事項)

第17条 この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

別紙 (単価表)

第7 個人情報等の保護に関する特約条項

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が平成 年 月 日付けで締結した平成30年度蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)の契約(以下「本契約」という。)に関し、受注者が、本契約に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(個人情報等)

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受託者が収集する次に掲げるものをいう。

一 個人情報(独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。)

(個人情報等の取扱い)

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(管理体制等の報告)

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者を定め、管理及び実施体制を書面(別紙様式1)により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

(秘密の保持)

第4条 受注者は、個人情報等を他に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(適正な管理のための措置)

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の方法)

第6条 受注者は、業務を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(下請負の制限等)

第9条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う工事等について、他に下請けさせてはならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき他に下請けさせる場合には、その下請させた者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき下請けさせた者が更に他に下請けさせる場合、その下請けさせた者が更に他に下請けさせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第10条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された資料等は、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受注者は、保有する個人情報等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第11条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第12条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。

3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めるときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第13条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第14条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めるときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所
氏名

印

受注者 住所
氏名

印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を他に漏らしてはならない。※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持ち出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出しをしてはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおりとする。

(1) 送付及び持ち出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持ち出しの手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認

・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持ち出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。

② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により廃棄する。

8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおりとする。

(1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。

(2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。

- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール(添付されたファイルを含む。)及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

※必要に応じ記載

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター
センター長 佐村河内 義哉 殿

株式会社 ****
代表取締役 ****印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名：

平成30年度蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)

記

- 1 確認日 平成 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
平成 年 月 日付けで提出した「個人情報等に係る取扱責任者及び取扱者による管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を他に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。） ① は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。 ②		
アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。 ③		
②に記載するPC及び機器・媒体については、 ④ 受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持ち出し手順》		
発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持ち出しをしていない。 ①		
送付及び持ち出しの記録を台帳等に記載し、保管している。 ②		
郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送 ③		

確認内容	確認結果	備考
付している。		
F A Xについては、原則として禁止しており、やむを得ずF A X送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認		
⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。		
⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。		
⑧ 持ち出しについて、運搬時は、外から見えなように封筒やバック等に入れて、常に携帯している。		
4 収集の制限		
個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。		
② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止		
個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止		
個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等		
個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。		
8 返還等		

確認内容	確認結果	備考
① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。		
② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により廃棄している。		
9 携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
9 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
10 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
11 その他報告事項		

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

適切に行っている「○」、一部行っていない「△」、行っていない「×」、該当するものがない「－」とし、「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

第8 競争参加資格確認申請書(様式)

(様式1)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ

名古屋住まいセンター

センター長 佐村河内 義哉 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成30年2月1日付けで公示のありました平成30年度蛍光管等の購入(名古屋住まいセンター)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと、並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 会社概要書：様式2（添付資料を含む。）

(様式2)

会 社 概 要 書

称号又は名称、代表者名		
設 立 年 月 日		
本 店	所在地	
	電話番号 (F A X)	
最 寄 り の 支 店 営 業 所	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
	所在地	
	電話番号 (F A X)	
独立行政法人都市再生機構中部地区 (平成 29・30 年度) 競争参加資格物品購入等 登録番号		登録番号：

注1) 会社案内等を添付してください。

注2) 平成 29・30 年度競争参加資格通知書の写しを添付してください。なお、申請手続中の者は、上記登録番号欄に『申請手続中』と記載ください。

第9 使用印鑑届

入札に係る提出書類について

1 代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、使用印鑑届(実印を使用印とする場合も含む)及び印鑑証明書正本(原本発効日から3か月以内)を提出してください。

(当センターの入札については、当センターに一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間)ただし、記載内等に変更が生じた場合は、再度提出してください。

2 代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、使用印鑑届、年間委任状及び印鑑証明書正本(原本発効日から3か月以内)を提出してください。

(当センターの入札については、当センターに一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。(最長2年間)ただし、記載内等に変更が生じた場合は、再度提出してください。

3 入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

(1) 代表者本人または年間委任状で委任された代理人が入札される場合：名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

(2) 復代理人(代表者または年間委任状で委任された代理人から委任された代理人)が入札される場合：委任状及び名刺など本人を確認できる書類を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した身分証明書(健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など)で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した身分証明書で本人確認ができない場合、また、委任状の委任内容に不備がある場合、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

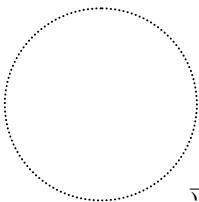
なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以 上

登録番号					
会社名(カナ)					

使 用 印 鑑 届

使
用
印



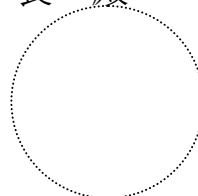
左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターへ提出する
書類に使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者



実
印

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。
なお、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いことを誓約します。

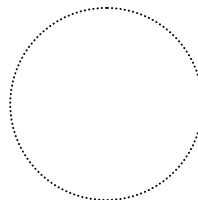
記

- 見積書及び入札書提出の件
- 請負契約締結の件
- 請負契約履行に関する件
- 請負代金請求及び受領の件
- 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
- その他契約締結に係る一切の件
- 期間 平成 年 月 日から平成 31 年 3 月 31 日
平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者

株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター長 殿

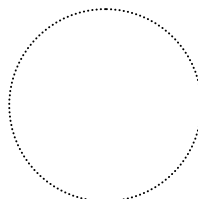
委任者



実
印

上記委任の件承諾しました。

受任者



使
用
印

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。

記入方法

契約書等に使用する印鑑
を押印願います。

印鑑届

登録番号					
会社名(カナ)					

使用
印

左記の印鑑を、独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンターへ提出する
書類に使用したいのでお届けします。

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ名古屋住まいセンター長 殿

印鑑証明に登録され
ている印鑑を押印願
います。

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

以下、支店長等名
義で入札・契約を
行う場合のみ、記
入が必要になり
ます。↓

委任状

は、都合により 支店長等の名前 を代理人と定め、下記の権限を委任
す。
お、本委任を解除する場合には、双方連署の上届出のない限りその効力の無いこと
を誓約します。

記

1. 見積書及び入札書提出の件
2. 請負契約締結の件
3. 請負契約履行に関する件
4. 請負代金請求及び受領の件
5. 上記各号に関し復代理人選任及び解任の件
6. その他契約締結に係る一切の件
7. 期間 平成 年 月 日から平成 31 年 3 月 3 日
平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構業務受託者株式会社URコミュニティ
名古屋住まいセンター長
委任者

印鑑証明に登録されて
いる印鑑を押印願いま
す。

実

上記委任の件承諾しました。
受任者

契約書等に使用する印
鑑を押印願います。

用
印

※ (年間) 委任を予定しない場合は、上段「使用印鑑届」のみ記入してください。